

船舶事故等調査報告書

平成24年7月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | | |
|------------|--|--|
| 事故等番号 | 2012横第13号 | |
| 事故等種類 | ボックスバージ損傷 | |
| 発生日時 | 平成23年10月17日 14時00分ごろ | |
| 発生場所 | 京浜港横浜第3区鶴見川の大黒倉庫棧橋 神奈川県横浜市所在の鶴見第3号灯浮標から真方位289° 1海里付近 (概位 北緯35° 29.3′ 東経139° 40.7′) | |
| 事故等調査の経過 | 平成24年2月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 | |
| 事実情報 | <p>船種船名、総トン数 船種番号、船舶所有者等</p> <p>A 押船^{みやび} 雅、19トン 273-11197徳島、藤田商事株式会社</p> <p>B バージ^{しんわ} 神和、約1,573トン なし、藤田商事株式会社</p> <p>C ボックスバージ^{さんよう} 三洋1号、約556トン なし、株式会社服部回漕店</p> | |
| 乗組員等に関する情報 | 船長A、一級小型船舶操縦士・特定 | |
| 死傷者等 | なし | |
| 損傷 | A なし B なし C 左舷側壁破口 | |
| 事故等の経過 | A船は、B船の船尾に接続して一体型押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、船長Aほか2人が乗り組み、京浜港横浜第3区鶴見川の大黒倉庫棧橋に着棧したC船に右舷着けたのち、C船に積載された建設発生土をB船に積み込んでいたところ、平成23年10月17日14時00分ごろB船のクレーンのバケット（以下「本件バケット」という。）がC船の左舷側壁に接触してC船が損傷した。 | |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 3 海象：潮汐 上げ潮の初期 | |
| その他の事項 | 船長Aは、作業指揮及びB船のクレーンの操作を行っていた。 船長Aは、B船のクレーンの運転席からC船に積載された建設発生土を見ることができなかった。 | |
| 分析 | 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析 | あり なし なし A船押船列は京浜港横浜第3区鶴見川の大黒倉庫棧橋に着棧したC船から建設発生土をB船に積み込む作業中、船長Aが作業状況の確認を適切に行っていなかったことから、本件バケットがC船に接触し、C船が損傷したものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、A船押船列が京浜港横浜第3区鶴見川の大黒倉庫棧橋に着棧 | |

| | |
|--|--|
| | <p>したC船から建設発生土をB船に積み込む作業中、船長Aが作業状況の確認を適切に行っていなかったため、本件バケットがC船に接触したことにより発生したものと考えられる。</p> |
|--|--|